

平成30年度山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業
地域提案事業（県民提案型）

応募の手引き

◎ 募集期間

平成30年1月9日（火）午前10時から平成30年2月8日（木）午後5時まで（必着）

◎ 事業の目的

県では、本県の豊かな緑を県民共有の財産として健全な状態で未来へ引き継ぐためには、荒廃のおそれのある森林の整備と併せて、県民一人ひとりが森林や自然環境を自らに直接関わる問題として認識いただき、積極的に森づくり活動などに参加いただくことが必要と考えています。

このため、本事業では県民のみなさまの森づくり活動などに対し、その所要経費の全額又は一部を助成します。

本目的をご理解いただき、みなさまの自由な発想のもと、地域を熟知しているからこそその活動をぜひご提案ください。

◎ 対象となる事業及び団体

以下の全てを満たす事業及び団体であることが条件です。
応募書類の作成前にチェック欄を利用してご確認ください。

	確認事項	チェック
事業の要件	1 やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例の目的（森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策）に合致している。	
	2 他の補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を受けている、又は受ける見込みのある事業ではない。	
	3 個人又は特定の事業者の利益、若しくは政治又は宗教的宣伝を目的とした事業ではない。	
	4 各種法令に違反していない。	
	5 事業の実施場所が県内である。	
	6 主たる活動を専門業者等 ^{*1} に委託する事業ではない。	
	7 主たる活動が施設又は設備の整備とみなされる事業ではない。	
	8 平成30年度内に完了する事業である。	
	9 3年を超えて実施される事業ではない ^{*2} 。	—
団体の要件	10 対象事業の会計及び経理を明確に行い、報告することができる。	
	11 やまがた緑環境税活用事業の普及啓発 ^{*3} に協力できる。	
	12 やまがた緑環境税活用事業等に関して実施する調査に事業終了後 ^{*4} も協力できる。	
	13 暴力団員等がその事業活動を支配するもの又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのあるものではない。	

- ※1 専門業者等には、地域で森づくり活動に取り組む団体等は含みません。
- ※2 本事業は、全て平成29年度からの新規事業の取扱いになります。
なお、既に3年以上の計画をお持ちであり、3年を超えての本事業の活用を想定している場合は、その内容が分かる資料を添付してください。
- ※3 想定している普及啓発の内容は、事業参加者への周知や県に対する事業実施前後の情報提供、森づくり活動報告への協力などです。
- ※4 事業終了後調査をお願いする期間は、事業実施年度から起算して5年間（平成30年度事業を実施される場合は、平成30年度から平成34年度まで）と考えています。調査内容は活動実施状況（事業参加人数等）確認や、やまがた緑環境税の評価・検証のためのアンケート調査などです。

◎ 対象となる事業と事業項目

森林の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮につながる事業項目①～④の活動を支援します。事業例などは「別表1【事業の例示】」をご覧ください。

- ① 豊かな森づくり活動
- ② 自然環境保全活動
- ③ 森や自然とのふれあい活動
- ④ 木に親しむ環境づくり

◎ 対象となる経費

- ・事業に必要な経費から対象外経費を除いた経費です。具体的な経費の内容や対象外経費については「別表2【対象となる経費】」をご覧ください。
 - ・標準単価を使用しない場合や標準単価の指定が無い場合は、別途調査のうえ適切な単価で計算してください。
 - ◆活動に必要な鋸、鎌、ヘルメットなどの耐久資材は県等が貸し出すことから、これらの購入経費は原則対象外とします。（特段の購入の必要がある場合は、その理由が分かるよう応募書類中で説明をお願いします。）
- ※経費の内容によっては、事業採択の際に修正をお願いする場合があります。

◎ 交付率と上限額

交付率：10/10以内 上限額：1団体あたり50万円

◎ 事業のスケジュール

以下のとおり予定していますが、【内示通知】以降の詳しいスケジュールは平成30年3月末に施行予定の交付要綱等にてお示しします。

【募集】 平成30年1月9日（火）から平成30年2月8日（木）まで
事業実施場所を所管する総合支庁森林整備課森づくり推進室に応募書類を提出してください。

【審査】 平成30年3月下旬
第1次、第2次審査により採択事業を決定し、応募団体に通知します。

【内示通知】 平成30年4月上旬（予定）
総合支庁森林整備課森づくり推進室から採択団体に、交付金額及び交付申請書の提出期限を通知します。

【交付申請】 平成30年4月中旬（予定）
採択団体は、通知のあった総合支庁森林整備課森づくり推進室に交付申請書を提出してください。

【交付決定】 平成30年4月下旬（予定）
総合支庁森林整備課森づくり推進室から、交付決定を通知します。

【事業実施】 交付決定の日から平成31年3月31日まで

平成30年度に実施する事業に係る経費が対象となります。

【概算払い】 事業実施期間中

所定の手続きにより、必要に応じて概算払いを受けることができます。

【状況報告】 事業実施期間中

概ね2回（8月末と12月末の状況をそれぞれ翌月10日まで（予定））総合支庁森林整備課森づくり推進室に報告してください。

【実績報告】 事業実施完了後30日以内又は平成31年4月5日のいずれか早い日まで

事業完了後、総合支庁森林整備課森づくり推進室に事業実績報告書を提出してください。

【額の確定】 実績報告提出後

各総合支庁森林整備課森づくり推進室での確認調査の後、交付金額を確定し通知します。

【支払い】 額の確定後

交付金額を支払います。

◎ **事業個別計画作成時の注意**

◆ **「事業実施主体構成員」とは**

事業実施主体の会則や規約等に基づき、団体の会員（正会員、賛助会員等）と認められる方のことです。本事業実施のために一時的に雇い入れる方は、構成員からは除きます。

◆ **「参加者数」とは**

当日の活動に参加される方の予定人数です。ただし、以下の方は除いてください。

- ・活動の指導者や講師、賃金・役務費・委託料の対象となる作業者
- ・送迎のみなど直接活動に参加しない方

◆ **「安全管理体制又は安全管理手法」とは**

以下の例が考えられます。計画を検討する際の参考としてください。

- 例）・やまがた公益の森づくり支援センターや県等で実施する安全講習を受講し、会員や参加者に伝える。
- ・「たのしい野外活動のための安全マニュアル（やまがた公益の森づくり支援センター）」に基づき活動を実施する。
 - ・適切な保険に加入する。

◎ **応募方法**

募集要領に定める応募書類を、事業実施場所を所管する総合支庁森林整備課森づくり推進室に提出してください。

◆ **応募書類 《チェック欄を利用して提出書類の確認をしてください》**

	応募書類（いずれも募集要領に様式が示されています）		区分	チェック
1	別記様式第1号	平成30年度山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業応募書	◎	
2	別記様式第2号	事業提案書（表紙+1～3）	◎	
3	添付資料	事業内容を説明する資料（実施位置図、事業実施イメージ図など）	△	
4	※いずれも写し で可	積算根拠資料（見積書など）	△	
5		規約・会則等	◎	
6		会員名簿	◎	

※ 区分：【◎】必ず提出、【△】必要に応じて提出

◆応募書類提出先《事業実施場所によって異なります》

事業実施場所	提出先		
		住所	連絡先（電話番号）
村山地域	村山総合支庁森林整備課 森づくり推進室	〒990-2492 山形市鉄砲町2丁目19-68	023-621-8156
最上地域	最上総合支庁森林整備課 森づくり推進室	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1348
置賜地域	置賜総合支庁森林整備課 森づくり推進室	〒992-0012 米沢市金池7丁目1-50	0238-35-9053
庄内地域	庄内総合支庁森林整備課 森づくり推進室	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5524

◆受付期間

平成30年1月9日（火）午前10時から平成30年2月8日（木）午後5時まで（必着）

※受付期間を過ぎて提出された応募書類は無効となります。

◆提出方法

郵送又は持込みでお願いします。

・受付時間

- ❖ 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）です。それ以外の時間は、受付することができませんのでご注意ください。
- ❖ 受付期間の初日及び最終日は、受付時間が異なりますのでご注意ください。
- ❖ 応募書類を担当者に直接手渡したい場合は、必ず事前にご連絡ください。

◆注意事項

- ・ 応募書類は、原則返却いたしません。予め写しを取るなどの対応をお願いします。
- ・ 応募に当たっては、以下の点にご留意ください。
 - ❖ 応募書類の作成及び提出等に要する経費は、全て応募者の負担となります。
 - ❖ 応募書類の審査に当たり、確認や別途資料の提出を求める場合があります。
 - ❖ 審査の結果、対象経費を減額調整して採択することがあります。
 - ❖ 本事業の実施は、平成30年度予算が成立することを前提としており、本事業に係る予算の成立をみなければ、事業提案を募集したに留まり、いかなる効力も発生しません。

別表1【事業の例示】

事業項目	事業の例示	備考 (やまがた緑環境税条例及びやまがた緑環境税基金条例の目的との関係)
①豊かな森づくり活動	管理放棄された森林を様々な樹齢から構成される森林など環境保全機能が高い森林に誘導するための森づくり活動など 【例】 ○地域住民や県民参加による里山の保全活動 ○植林、枝打ち、下刈りなどの森づくり活動	・森林の有する公益的機能の維持増進につながる活動
②自然環境保全活動	森林及びその周辺の自然環境（森林の公益的機能の発現と密接な関わりのあるもの）の保全を行う活動など 【例】 ○河畔林整備や周辺植生回復などの自然豊かな水辺づくり活動 ○森林と河川、湿地、沼などの水辺環境を含めた一体的な希少野生生物の保全活動	
③森や自然とのふれあい活動	次代を担う子ども達や一般県民に森林がもたらす様々な恩恵を正しく伝え、森林・自然環境に対する関心を高め、自ら進んで環境保全に取り組む意識の醸成を図る活動など 【例】 ○学校などと連携した森づくり体験活動や森林・自然環境学習 ○一般県民を対象とした森林・自然環境学習	・森林の有する公益的機能の持続的な発揮につながる活動
④木に親しむ環境づくり	身近に木に触れることにより、木材や木製品の良さへの理解を図る活動や木育に関する取組みなど 【例】 ○県産間伐材や林地残材の利活用 ○木工品のクラフトフェアなどの開催を通じた普及啓発	

※複数の取組みに該当する場合は、主な活動として考えられるもの1つを選んで申請してください。

別表2【対象となる経費】

経費名	標準単価（上限額）	対象外経費	その他
報償費	外部講師等への謝礼 5,000円～10,000円/人・日 学識経験者への謝礼（大学教授等） 20,000円/人・日	○事業実施主体構成員に対する謝金 ○事業参加者への謝金（記念品等を含む）	・備考欄には「いつ」「何のため」なのかが分かるよう記入してください。
賃金	補助作業員への賃金（森林組合職員等） 13,800円/人・日	○事業実施主体構成員に対する賃金 ○事業参加者への日当	・備考欄には「いつ」「何のため」なのかが分かるよう記入してください。
旅費	指定無し	○事業実施主体構成員に対する旅費 ○事業参加者への旅費	・公共交通機関利用経費やガソリン代相当分などを計上してください。
需用費	木製プレート L 7,000円 M 5,000円 S 3,000円	○高額（5万円以上）又は汎用性のある（本事業以外でも使用される可能性が高い）もの ○個人で準備することが適当と考えられるもの（作業着・雨具・軍手など） ○植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地で <u>の生育に適さない樹種の苗木代</u>	・資材費：苗木、支柱、肥料、木工材料など ・消耗品費：紐、テープ、北用紙など ・燃料費：刈払い機の燃料代など ・印刷代：チラシ印刷代や写真現像代など ・備考欄には具体的な中身が分かるよう記入してください。
役務費	指定無し	指定無し	・保険料、通信運搬費、手数料などを計上してください。 ・備考欄には具体的な中身が分かるよう記入してください。
使用料	チェーンソー 1,000円/台・日 刈払い機 500円/台・日 軽トラック 2,000円/台・日 ※いずれも持出使用損料相当、機械単体分のみ ※燃料（チェーンソー含む）は「需用費（燃料代）」、替刃代は「需用費（消耗品費）」で別途計上可能です。	○土地の借上げ・買取り	・機械等賃貸借、会場借上げ料などを計上してください。 ・備考欄には具体的な中身が分かるよう記入してください。
委託料	指定無し	○事業実施主体構成員に対する委託料	・備考欄には委託先や委託内容が分かるよう記入してください。

※上記によらず、以下の経費は対象外です。

- ・既存事業の財源振替えとする事業に要する経費
- ・管理者のある施設の維持管理に要する経費
- ・飲食代
- ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費